

# 農業次世代人材投資事業等の案内



## 農業次世代人材投資事業等の概要

次世代を担う農業者を目指す方に就農前の研修を支援する資金と就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

### 準備型

栃木県が認める研修機関（県農業大学校等）で研修を行う就農希望者で、一定の要件を満たす方に、最長2年間、原則、最大150万円/年（半年ごとに75万円）を交付します。

なお、国内での2年間の研修に加え、海外研修を希望する方は、交付期間を1年間延長することが可能です。

※ 承認申請時の年齢が30歳以上の方は原則として就職氷河期世代の新規就農促進事業が適用となります。

### 経営 開始型

一定の要件を満たす新規就農者に、農業経営を開始してから経営が安定するまでの最長5年間、経営開始3年目までは最大150万円/年（半年ごとに75万円）、経営開始4年目以降は120万円/年（半年ごとに60万円）を交付します。

※ 交付期間中、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう専属のサポートチームが訪問・指導を行います。

### 【夫婦共同経営を行う場合】

夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて交付額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付します。

- (ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること

## 妊娠・出産により研修又は農業経営を休止する場合の考え方について










女性交付対象者が妊娠・出産により研修又は農業経営を休止する場合、所定の手続により当該期間に相当する期間、交付期間を延長することができます。ただし、夫婦共同経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除きます。

【休止期間】 1回につき最長3年間です。

- 【手続】
- ① 女性交付対象者は、休止届に母子手帳の写し等を添付したものを交付主体に提出すること  
→ 交付主体が内容を確認し適当と判断した場合は、交付を一時的に休止
  - ② 研修又は農業経営を再開する際には、再開届を交付主体に提出するとともに、研修計画や青年等就農計画等の交付期間、研修内容や収支計画等について、必要に応じて交付主体に変更申請を行い、承認を得ること  
→ 交付再開

# 1 準備型

## (1) 就農形態別の交付の可能性（研修終了後の予定）

非農家からの新規参入	<p>① 新たに農業経営を開始する（独立・自営就農） </p>
農家後継者	<p>② 親族の農業経営とは別に、新たに農業経営を開始する（独立・自営就農） 【使用農地：全て親族以外からの貸借又は購入】 </p>
	<p>③ 親族の農業経営を全部、又は一部を継承して、自ら農業経営を開始する（独立・自営就農） 【使用農地：親族の農地の全部、又は一部について利用権又は所有権を有すること】 </p>
	<p>④ 親族の経営に従事する（親元就農）</p> <p>就農に当たって、家族経営協定等により交付対象者の責任や役割を明確にし、就農後5年以内に当該農業経営※を全部継承すること</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>確約する (独立・自営就農)</p>  </div> </div> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>確約しない (できない)</p>  </div> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 当該農業経営が法人化されている場合は、当該法人の経営者（又は親族との共同経営者）になる場合を含む。</p>
	<p>⑤ 農業法人等に就農する（雇用就農） </p>
出身問わず	<p>⑤ 農業法人等に就農する（雇用就農） </p>

（留意点）

- ア 『親族』とは、三親等以内の方をいいます。（本人及び配偶者の両親、祖父祖母、叔父叔母等）
- イ 『独立・自営就農』とは、（ア）農地の所有権又は利用権の本人所有、（イ）主な機械・施設の本人所有・貸借、（ウ）本人名義による出荷取引、（エ）本人名義の通帳及び帳簿管理、（オ）本人が経営の主宰権を有する等5つの要件を満たし、自ら農業経営を行うことです（経営開始型の交付要件②に準じます）。
- ウ 『親元就農』とは、自ら農業経営することなく、親族の農業経営に従事することをいいます。
- エ 非農家出身者であっても、配偶者の親族の経営を継承して、農業経営を開始している場合は、農家後継者と同じ扱いとなります。
- オ 確約が履行されない場合は、全額返還となります。

## (2) 交付要件等 (概要)

<b>交付対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就農ビジョンと研修の目的が明確であり、就農意欲が高い者</li> <li>② 前年の世帯全体の所得が600万円以下である者※1</li> <li>③ 研修の実行及び研修終了後の就農が確実に見込まれる者</li> </ul>
<b>交付要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること</li> <li>② 独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農を目指すこと  <ul style="list-style-type: none"> <li>〈親元就農を目指す場合〉</li> <li>・就農に当たり、家族経営協定等により交付対象者の責任や役割を明確にすること</li> <li>・就農後5年以内に親族の農業経営を継承すること、並びに親族の経営が法人である場合は、その経営者（又は親族と共同経営者）になることを確約すること</li> <li>〈独立・自営就農を目指す場合〉</li> <li>・就農後5年以内に認定新規就農者、又は認定農業者になること※2</li> </ul> </li> <li>③ 研修計画が一定の基準に適合していること  <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県が認めた研修機関で研修を受けること</li> <li>イ 研修期間がおおむね1年以上、かつおおむね1,200時間以上であること</li> </ul> </li> <li>④ 常勤の雇用契約を締結していないこと</li> <li>⑤ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと</li> <li>⑥ 過去に本事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと</li> <li>⑦ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること※1</li> <li>⑧ 交付期間の開始、又は研修計画の承認申請までに、傷害保険に加入していること</li> <li>⑨ 交付期間を1年延長し海外研修を行う場合は次の要件を満たすこと  <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること</li> <li>イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること</li> </ul> </li> </ul> <p>※1 世帯とは、本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。ただし生活費の確保の観点から切実な事情があると認める場合に限り採択可。</p> <p>※2 認定新規就農者及び認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、就農地の市町長からそれぞれ青年等就農計画、農業経営改善計画の認定を受けた方をいいます。</p>
<b>主な交付停止要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な研修を行っていない場合</li> <li>② 研修状況報告を行わなかった場合等</li> </ul>
<b>主な返還要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 研修終了後1年以内に、原則50歳未満で就農しなかった場合</li> <li>② 交付期間の1.5倍（交付期間を1年延長し海外研修を行った方は5年間）、又は2年間のいずれか長い期間、就農（独立・自営就農、雇用就農）を継続しない場合</li> <li>③ 親元就農した方が就農後5年以内に経営継承しなかった場合</li> <li>④ 独立・自営就農した方が就農後5年以内に認定新規就農者、又は認定農業者にならなかった場合</li> <li>⑤ 交付期間を1年延長し海外研修を行った方が就農後5年以内に目指す農業経営を実現できなかった場合等</li> </ul>
<b>関係書類等</b>	<p><b>【研修前】</b> ①研修計画</p> <p><b>【研修（交付）期間中】</b> ②研修状況報告（半年分）、③交付申請書（半年分ずつ）</p> <p><b>【研修（交付）終了後】</b> ④就農報告（就農後1か月以内）、⑤就農状況報告（毎年7月末、1月末までに提出、研修終了後6年間）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【提出窓口】</b> ①～④：就農予定地の農業振興事務所、農業大学校          ⑤：就農地の農業振興事務所</p> <p><b>【提出先】</b>（公財）栃木県農業振興公社（交付主体）</p>

# 2

## 経営開始型

### (1) 就農形態別の交付の可能性

非農家からの新規参入	① 新たに農業経営を開始する（独立・自営就農）	○
農家後継者	② 親族の農業経営とは別に、新たに農業経営を開始する（独立・自営就農） 【使用農地：全て親族以外からの貸借又は購入】 ※親元就農後5年以上経過しても交付要件を満たせば対象となる	○
	③ 親族の農業経営を全部、又は一部を継承して、自ら農業経営を開始する（独立・自営就農） 【使用農地：親族の農地の全部、又は一部について、利用権又は所有権を有すること】 ※親元就農後5年以内の者も交付要件を満たせば対象となる  ※新規作目や新技術の導入、新たな販路の開拓、農産物加工の導入など「新規参入者と同等の経営リスク」を伴うと市町長に判断される取組を行うことが必要です。	○
	④ 親元就農5年を過ぎた者が、親族の農業経営を全部、又は一部を継承して、自ら農業経営を開始する（独立・自営）	✗
	⑤ 親族の経営に従事する（親元就農）	✗
出身問わず	⑥ 農業法人等に就農する（雇用就農）	✗

（留意点）準備型の留意点と同じ

### 中間評価について

経営開始3年目が終了した時点で、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら評価基準を基に、原則として面接によりA又はB評価の判定を受けます。

#### 〈評価基準〉

- (ア) 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね1/2を達成する者
- (イ) (ア)の基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると市町村が認める者
  - a 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得目標の概ね1/2を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、収支計画における経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね1/2に達している者
  - b 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない者

#### 〈A評価相当となった方〉

- ・4年目以降引き続き交付が受けられます。
- ・農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行います。

#### 〈B評価相当となった方〉

- ・交付中止となります。

(2) 交付要件等 (概要)

<p><b>交付対象者</b></p>	<p>① 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意志を有し、経営の発展性の高い者</p> <p>② 前年の世帯全体の所得が600万円以下である者※</p> <p>③ 地域の担い手として期待されている者</p> <p>④ 将来にわたって営農継続が期待される者</p>
<p><b>交付要件</b></p>	<p>① 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること</p> <p>② 独立・自営就農であること（以下の5つの要件を満たしていること）</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること</p> <p>イ 主要な機械・施設を交付対象者が所有、又は借りていること</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理すること</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること</p> <p>③ 経営の全部又は一部を継承する場合は、交付期間中に新規作目の導入等新規参入者と同等の経営リスクを負うこと</p> <p>④ 就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な青年等就農計画等であること</p> <p>⑤ 実質化された人・農地プランへの位置付け、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること</p> <p>⑥ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は園芸共済等に加入していること</p> <p>⑦ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと</p> <p>⑧ 農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと</p> <p>⑨ 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと</p> <p>⑩ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること※</p> <p>⑪ 就農する地域のコミュニティ活動等に協力する意思があること</p> <p>※ 世帯とは、本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。ただし、生活費の確保の観点から切実な事情があると認める場合に限り採択可</p>
<p><b>主な交付停止要件</b></p>	<p>① 適切な農業経営を行っていない場合（農産物を適切に生産していない、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合等）</p> <p>② 中間評価によりB評価相当と判断された場合</p> <p>③ 当該交付金を含む世帯全体の所得が600万円以上あった場合（交付要件の※に同じ）</p>
<p><b>主な返還要件</b></p>	<p>交付終了後、交付期間と同期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く）営農を継続しなかった場合（中間評価でB評価相当と判断された方を除く）</p>
<p><b>関係書類等</b></p>	<p><b>【申請時】</b> ①青年等就農計画等</p> <p><b>【交付期間中】</b> ②就農状況報告（毎年7月末、1月末までに提出）、③交付申請書（半年分ずつ）</p> <p><b>【交付期間終了後】</b> ④作業日誌（毎年7月末、1月末までに提出、交付期間終了後5年間）</p> <hr/> <p><b>【提出先】</b> 市町（交付主体）</p>

## 就農相談先及び農業次世代人材投資事業（準備型・経営開始型）に関する問合せ先

組織名	電話番号	問合せ内容			
		就農相談	準備型	経営開始型	
河内地区	宇都宮市農業企画課	028-632-2473	○	—	○
	上三川町農政課	0285-56-9136	○	—	○
	栃木県河内農業振興事務所	028-626-3072	○	○	○
上都賀地区	鹿沼市農政課	0289-63-2191	○	—	○
	日光市農林課	0288-21-5171	○	—	○
	栃木県上都賀農業振興事務所	0289-62-6125	○	○	○
芳賀地区	真岡市農政課	0285-83-8137	○	—	○
	益子町農政課	0285-72-8835	○	—	○
	茂木町農林課	0285-63-5634	○	—	○
	市貝町農林課	0285-68-1116	○	—	○
	芳賀町農政課	028-677-6053	○	—	○
	栃木県芳賀農業振興事務所	0285-82-3074	○	○	○
下都賀地区	栃木市農業振興課	0282-21-2381	○	—	○
	小山市農政課	0285-22-9254	○	—	○
	下野市農政課	0285-32-8906	○	—	○
	壬生町農政課	0282-81-1839	○	—	○
	野木町産業課	0280-57-4151	○	—	○
	栃木県下都賀農業振興事務所	0282-24-1101	○	○	○
塩谷南那須地区	矢板市農林課	0287-43-6210	○	—	○
	さくら市農政課	028-681-1117	○	—	○
	那須烏山市農政課	0287-88-7117	○	—	○
	塩谷町産業振興課	0287-45-2211	○	—	○
	高根沢町産業課	028-675-8104	○	—	○
	那珂川町農林振興課	0287-92-1113	○	—	○
栃木県塩谷南那須農業振興事務所	0287-43-2318	○	○	○	
那須地区	大田原市農政課	0287-23-8708	○	—	○
	那須塩原市農務畜産課	0287-62-7032	○	—	○
	那須町農林振興課	0287-72-6911	○	—	○
	栃木県那須農業振興事務所	0287-22-2826	○	○	○
安足地区	足利市農政課	0284-20-2160	○	—	○
	佐野市農政課	0283-20-3043	○	—	○
	栃木県安足農業振興事務所	0283-23-1431	○	○	○
県全域	栃木県青年農業者等育成センター (公財)栃木県農業振興公社	028-648-9515	○	○	—
	(一社)栃木県農業会議	028-648-7270	○	—	—
	栃木県農政部 経営技術課 担い手育成担当	028-623-2317	○	○	○

### 本資料に関する問合せ先

<b>栃木県農政部経営技術課担い手育成担当 (就農支援チーム)</b>	電話番号 028-623-2317 F A X 028-623-2315 e-mail: <a href="mailto:agriinfo@pref.tochigi.lg.jp">agriinfo@pref.tochigi.lg.jp</a>
<b>栃木県青年農業者等育成センター 【(公財) 栃木県農業振興公社】</b>	電話番号 028-648-9515 F A X 028-648-9517 e-mail: <a href="mailto:info@tochigi-agri.or.jp">info@tochigi-agri.or.jp</a>



取扱要領や  
応募要領はこちら